

國第二十四回
參議院地方行政委員會會議錄第二十五號

昭和三十一年四月二十日(金曜日)午後
二時三十一分開会

法制局側

本日委員吉田萬次君及び岸良一君辞任につき、その補欠として井上清一君及び小林政夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事長 委員長 松岡 平市君

卷四

幸作君
上井
清一君
篠森
佐野
順造君
廣君
堀
佐野
小笠原
三男君
未治君
加瀬
完君
中田
吉雄君
松澤
兼人君
小林
政夫君
野田
俊作君

國務大臣　國務大臣　太田　正孝君
政府委員　國家消防本部長　鈴木　琢二君
自治廳行政部長　小林與三次君
自治廳稅務部長　奧野　誠亮君
事務局側　常任委員

○委員長(松岡平市君) 昨日に引き続
き地方税法の一部を改正する法律案、
国有資産等所在市町村交付金及び納付
金に関する法律案、以上、二案を便宜
一括して議題に供します。
質疑のおありの方は順次御発言を願
います。

○小笠原三三男君 地方税一般につい
ては、他の同僚議員が質疑することに
なっておりますので、きのう問題にな
っておる点だけを大臣に質問したい
と思います。

まず、国有資産等所在市町村交付金

○委員長(松岡平市君) これより会議を開きます。

○地方税法の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○新市町村建設促進法案（内閣提出）

○消防団員等公務災害補償責任共済基金法案（内閣提出、衆議院送付）

得るのではなく、かと、立場がら、今までの家賃転嫁の措置が避けられるることになり、政府に対し期待するところであったのです。まことに、委員長に、政府側との扱いについて、一任いたしましたが、従つて大臣も多分お聞き及びになつておられると思ふので、この際重ね重ね、一度、二度の質疑がまた展開されないよう、本会議等もあるううですから、一本の答弁で一つお願ひしたいと思います。

○國務大臣(太田正孝君) たゞいま小笠原委員の公営住宅の家賃転嫁に関する

いかというむきから質疑に対して、大臣並びに政府委員から、第二種の公営住宅について、家賃に転嫁されないよう行政的な措置をとる、すなわち特別交付税交付金等でめんどうを見る措置もあり得るであろうといふ。というようなお話をありましたが、われわれとしては、公営住宅そのものについて、一種、二種等の区別なく家賃に転嫁されるところとは、鳩山内閣の低家賃住宅政策そのものにも反するいとであり、公営住宅そのものの関係する法律の立法の趣旨にも反することである。しかもまた、財源としてみれば全体の金額から見て過小のものであって、これらの措置等は他の措置を

思います。もう一つ根本問題といたしまして、実は住宅政策の主務官庁である建設省との問題も起きておりますが、現状におきまして、古い家と新しい家の不均衡が起っております。もう一つは、鉄筋コンクリートと木造の関係も起つておりますので、こういう点も今後においてあわせて研究して行きたい、こういうように思つております。ただし主務官庁は向うでございまが、自治庁といたしましても、公平に権衡を得るようになつたしたい、たまに問題と同時に御返事申し上げる

転棲するのじゃないか、まあ税のうちらで転棲することが最もよく起る現象でござります。そういうことがありまして場合に、公営住宅関係におきましては、今低賃貸政策をとっている政府の立場としても考えらのがかかるべしというお言葉でござりますが、その通りと思ひます。衆議院の付帯決議のところには第二種とありましたが、お話をようやく、やはりこれはもう少し広ぐべきものじゃないか、これが範囲の問題です。そうしました場合に、財源はどうするかという問題が当然起る問題でござりますが、特別交付税で困つたところはやつて行こう、そうでないところは、たとえば不交付団体につきま

○國務大臣(太田正孝君)　この法案が通りましたならば、すぐとその処置をとりまして、今申し上げたことに間違はないようやつて行きたいと思つております。

○松澤兼人君　それじゃそういう指導をなさる、それでも財政上の都合で、地方公共団体などで課税しようとして条例でも作るとか、あるいは作ったといふことは起らないよううに措置するなりといふことは指導するなりといふことを自治厅としてはお考えでございましょうか。

については、交付団体並びに不交付団体それぞれの道をもつて善処するということです。○國務大臣(太田正孝君)　お言葉通りでござります。

三五〇

いうような場合には、自治体としてはどうなさいますか。そういうことは許可しないというか、あるいはすべきじゃないところはあります。

○国務大臣(太田正孝君) 言葉でございますが、万々そんなことはないと信じております。指導に十分力を尽すつもりでございます。(名答弁)と呼ぶ者あり、松澤兼人君「小笠原君がうんと言つた」と述べる。

○小笠原二三男君 松澤君が心配のようですから、奥野君にお尋ねいたしましたが、今の大臣の方針が徹底せられるということで、われわれは信じてよろしくうござりますね。

○政府委員(奥野誠亮君) 大臣の御趣旨通りに努力いたします。

○松澤兼人君 努力とかいうことがどうも……。

○加瀬完君 この前も同じ問題に対する御当局の御答弁は、公営住宅の住居者は、見方によつては条件がいいといふように言い得るわけだから、ある程度転嫁もやむを得ないといふような意味の御答弁があつたわけですが、そういうことは取り消して、今のが政府の答えたと、こう了承してよろしくうござりますね。

○国務大臣(太田正孝君) 確かにそのときに申し上げましたのは、住宅が少いとか、いろいろな事情を申し上げました。さらにそのときには第二種ということに限つておりましたが、今日はその範囲を認めまして、転嫁といふ点が非常に大きい問題でございまするから、財源措置についても特別交付税あるいは交付団体については地方債というような点まで考へて、きちんととやって行きたいと、こういう

考え方でござります。

○加瀬完君 それで今、大臣の御方針のようなことを確実に地方団体に守らせるために、どういう御措置をやる、あるいは御指導をお取りにならうといふお考えでござりますが、具体的な点がございましたら承わりたい。

○国務大臣(太田正孝君) 実際問題として、もう私は役所の紋切り型ではなく、これは転嫁はしちゃいけないのだからと、はつきり申し上げたいと思います。そういう役人流儀でごまかすといふことは私の気持でございませんので、松澤委員のお話しさいましたが、自治体に対するやり方をもつとはつきりして行きたいというのが私の気持でござります。

○松澤兼人君 原君が何が言つたのか。それじゃ長官はいいことにして進めますか……。

○小笠原二三男君 あの点だけは一承。そういうふうにして……。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を始め。

○松澤兼人君 それであつた公営住宅の問題ははつきりわかつたのですが、とにかく、いろいろな事情を申し上げました。また、さらにそのときには第二種といふことに限つておりましたが、こういふものは公営住宅ではないが、まあ公共的なものではあるわけなんで、漸次そういうことが及んで行くと工合が悪いのですけれども、住宅協会のようなものに対してはやはり同様な取扱いでもしていいだよといふようなが、この一点だけ大臣に伺つておきます。

○国務大臣(太田正孝君) 部長から答弁いたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知だと

は思うのであります。協会住宅につきましては、現在固定資産税を免除せらるる建前になつております。団体によつては固定資産税を免除してい

ります。あるいは減額していると、いろいろ指導は別にないつもりです。言いえれば、特に今回の制度創設によって、そのことについては触れたくないという考え方だということを申上げておきます。

○松澤兼人君 もう一点だけ……。こ

れは、こまかることは税務部長に聞きますけれども、今の問題を離れまし

て、やはり新しい税の創設の問題なん

ですけれども、ちょっと大臣に承わつておきたいのですが、具体的に申し上

げますが、奈良県で立木伐採税とい

うものを考えられている。これをとろ

うとして提案いたしましたところ、何

か自由民主党の方で、そういうものを取つちや影響があるからといふことを

知事の方に申し出られた、党の方か

ら……。そこで知事はせつかり提案し

たものを撤回されたのだそうです。そ

こでそれと同じ内容のものを、これは

社会党の議員團が議員提出として出し

た。ところがこれが否決になつた。何

か政治的に、そういうものを取つては

いけないという根拠がござります。

再び、もし知事がこういふものを提案

されるという場合に、政府として、あ

るいはまあ立派としてどういふお取り

いふをなさいますか。この一点だけ大

臣に伺つておきます。

○国務大臣(太田正孝君) 今の奈良県

の何は、今、事務当局に聞いて見まし

たら、こちらの方には参りませんでし

た。立木伐採税は幾たびかいるんなお

説も承つておりますが、私どもは現

在木材引取税がありますが、これと重

複するくらいもありますので、税の建

前から言いましても適当でないと、か

うに考えております。従つてそういう

申請がありました場合には、事情は

ない、かように申し上げておきたい

が、賛成することが今のところでき

ます。これまでして、それ以上に、今の政府の

予定しております収入額以上にとい

う場合には、それに応するように、そ

れまでして、それ以上に、今の政府の

だんの御議論がございました。従いまして、今、大臣が申し上げましたように、消費状況が非常にみて行くよりあれば、それに従つて国会の御要望に沿うべきぢやないか、こうふうふうに考えておるわけであります。

○小笠原二三男君 最後にもう一點、遊興飲食税についてですが、公給額度問題は前にもお尋ねいたし、大臣の答申を聞いて、ふつらうござりよ

と議論ができるないじゃないか。去年から今、少し考えたからといって議論の根拠にもならない。とにかくどうものは景気不景気、経済上の状況と非常に関連しておりますので、そういう点も考えなければならぬ。今申しましては又別に問題はないが、一古で

○政府委員(栗野誠亮君) 若干あると
思つております。」と外貨控当の問題もござりますので、為替制度の運営と若干関連してくるだらうと思つてお
ります。

おいては市町村の税額を優して行く、いう問題がある。他面においては基礎資材たる木材についての租税負担が重くなり過ぎるのじゃないかといふ問題がある。そういうことから大臣の上意にお考えになつたと思います。ただだれがいつまでもこのままの山林の受取人として

○小笠原二三男君 では、その点だけはそれだけにしまして、次に、やはり国会の要望と申しますか、議員間で強く主張されておるものに、前回会等から問題になつておる零細事業所得者ですね、いわゆる大工、左官、板金、とび職、こうじょうものの事業税の軽減については再三問題になつておる。この国会においてまだ陽の目を知らないといふ状態になる予想でありまするが、これについては今後やはり検討を加えられて、適正課税並びに軽減という方法で進められるようだに、具体的に措置せらるるといふお考えでござりますか。

○國務大臣(太田正義君) この前のときにも申し上げたのでござりますが、第一種から三種にと、いろいろな種類ございますが、三種の中にまだいろいろのものがござります。けれども、自家労力でまかなつてやつて行く、うういう大工、左官、あるいは板金のこときものは、そういう言葉では恣にいう社会政策的な意味から申しまして、考えなければならぬ。しかし第一種といふものの中には自由業者などさまざまなもので、私どももいたしまして、社会政策的な意味におきましては、今度そういう一種から三種にわざわざものを全面的に何したいと、考え方古まんが、低めるという意味におきましては今御指摘のような問題は、何んとして、社会政策的な、かよな観点が

んが、さうも遊興飲食税はわれわれは廃止しませんが、たが、遊興飲食税はわれわれは廃止しますが、現段階でそれができないとあれば、大衆の消費税門である、あるいは遊興の名に値しねどべきものだと考えますが、現段階でござるが、それは、もうと税率を下げるとか、控除額を引き上げるとか、そういう措置がとられなければ、この税を維持していくということは困難な状態になります。じやないかと見えますが、これもいろいろ検討しておると思いますが、政府として、そういう遊興飲食税の対象となる業体について、やはり検討を加えられ、税の軽減という方向で具体的な措置をとられるよう御努力願えどかどうか。

料金の問題もございまして、実はいろいろな議論を拝聴いたしましたが、一
本にいたしまして根本的にかえり、
こういう考え方を持っております。私
いたしましては、どうしてこの税を
とるがいいか、とするとすれば公平の占
をどうするか。何いたしましても、
収入と公平の二大原則のもとにこれを
あんばいして行きたい、かように考へ
ております。

○小林武治君 それで私は今自治庁に注文しておきたいのですが、堅油引取税の税収というものについて、は、一つ統計を、できたら一ヶ月あるいは二ヶ月、こうどうふうにとつて日記を取らせてもらいたいと思いますが、どうぞよろしく。

○國務大臣(太田正孝君) できるだけ御趣意に沿うようにならします。

○委員長(松岡平市君) 他に御質疑はございませんか……。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

しかも山林が府県に対しまして特多額の負担をしているということではなくませんので、その間の事情はございません。ただ、方法として府県の木本引取税をそのままにして直ちに立木伐採税を起すということに相当問題が存在しているというように考えられます。○松澤兼人君 その点はよくわかるのですが、それども、しかし場合によりましては立木伐採税というものを取つてそれを現地に返す、それで木材の出しあげようとするというようなことをすれば、木材素材といふものに対する価格はかえつて逆に引き下げるところとも考えられるので、必ずしも木材引取税のほかに立木伐採税といふのを課したとしても、二重の課税の方的に府県税として立木伐採税、市町村税として木材引取税というものがなにかあると非常に工合が悪い、こうないとも考へられる。この点はただ考へ方ばかりと納得がいかないであります。実際にそういうふうにその價格に転嫁されて価格の値が上つてきます。

四

従つてあえて反対ではないということとありますならば、これは立木伐採税を起しても差しつかえないと思いません。ただ立木伐採税の負担者が、その税につきまして反対であります場合には、先ほど申し上げましたような事情を十分考慮して許否を決定せざるを得ないじやないかといふように思つております。なお負担の関係につきましては、これはやはり經濟の趨勢いかんによつてきまつてくることではないのか。木材の市況の悪い時におきましては山林所有者の負担になりましようし、強みであります場合には、木材価格の高騰原因になるというのは、これはまあ理屈の上ではそら考えられるのですが、今申しましたように、この税を現地に還元して林道をよくするとか、あるいは出しをよくするなどにすれば、結局木材の価格は下つてくるといふことも考えられるのですから、これはさつと大臣が言ったように、ただ二税を木材といふものに課税すれば木材の価格が上る、といふようにただ一がいに言えないところがあると思う。そこで奈良県の実情を聞いてみますと、これは立木伐採税としてまあ二千万円ほど知事は予定をして提案しようとした。こういうことなんですが、森林業者は結局税金としては困る。しかし寄付なら二千万円出してもいい。こういふことを言つているのですが、それはおきましょ、来年はどうなるかわかつない。税金であればやっぱり木材の

生産高掛ける税額といふことができまつて出てくるから、まあ寄付にしてもらいたいということを言つて居るそうですが、これを見ますとどうとこの二千五円一たん府県税として取られても地元に帰つてくるということは、森林業者もやはり考へて居る。従つて二千万円を出すということはそう苦痛じないといふことを考へてみれば、森林業者も必ずしもこれは反対ではないといふふうにとれないこともないわけなんです。ただいまお話を、業者が強い反対をしなければ考慮できるということであるならば、このいきさつは非常に強い反対が必ずしも業者ではない。あるいは二千万円程度は、税金として納めるのはいやだけれども、寄付としても負担しても差しつかえないということであるならば、負担にたまるといふことでも私はこの税を起す理由もあると思うのです。これらの点についてはいかがござりますか。つまり地元の反対というものはそれほど強くないところと申します。

寄付金の問題につきましては、立木伐採税ということになると、恒久的な制度になるのじゃないかという点を非常におもつておったようあります。それに要えておつたよりであります。それともう一つは、現在の市町村の木材引取税といふものが、必ずしもどの市町村においても法律通りに適正には行なわれていないようであります。言いかえれば法律で定められている負担よりも実際上の負担は若干低いようであります。まして、立木伐採税を県が課した場合には今のが負担がもつと大きくなつてくる。立木伐採税の実質的な負担が予算で見積もられているよりももつと大きくなるのじゃないか、こういう危惧を多分に持つておられたようであります。そういう意味で私は強い反対を一そろ持つておられたと思います。

切つて提案することはできなかつたと
いう話を聞くんです。この点税務部長
は何か話を聞いたことがありますか。
○政府委員(奥野誠亮君) 詳しく話をす
聞いております。正式に自治庁には許
可申請は參りませんでした。しかし替
成反対両方の意見をつぶさに聞がされ
ております。

○松澤兼人君 最後に、まあこの問題
は木材引取税と一緒にになって、まあ抜
本的な解決をしなければならない問題だ
と思うんです。それから先日の発電
税ですか、発送電税、こういう問題も
考えられます。しかし木材を産出してい
る府県、あるいは電気を発電あるい
は送電している府県、こういったものにつ
いては、もうあらゆる財源をあさる
といふことで、自然々々新税といふう
のを起すことを考えてくるだろうと想
うんです。それがただ二重の課税であ
るとか、あるいは価格に影響があるよ
かいうことだけで私は済ませない事態
が必ずくると思うんです。そういう時
期がきましたら、こういう問題根本的に
に一つ考えていただきたいということ
を申し上げます。

○委員長(松岡平市君) 他に御質疑は
ございませんか。——御发言ないよう
でござりまするので質疑は終局したもの
と認めます。

討論採決につきましては次の機会に
譲りたいと存じます。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 次に、新市町
村建設促進法案を議題に供します。速
記を止め下さい。

十日の委員会におきましてすでに質疑があり討論に入ります前に本案につきましては、修正に関して各会派のお話し合ひがございまして、委員全員一致の修正案が作成いたされておりますので修正案を法制局をして朗読いたさせます。

〔法制局参事朗読〕

新市町村建設促進法案に対する
修正案

前言 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章 第十四章 第十五章 第十六章 第十七章 第十八章 第十九章 第二十章 第二十一章 第二十二章 第二十三章 第二十四章 第二十五章 第二十六章 第二十七章 第二十八章 第二十九章 第三十章 第三十一章 第三十二章 第三十三章 第三十四章 第三十五章 第三十六章 第三十七章 第三十八章 第三十九章 第四十章 第三十一章 第三十二章 第三十三章 第三十四章 第三十五章 第三十六章 第三十七章 第三十八章 第三十九章 第四十章

長の本会議における口頭報告の内容及び第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになりますが、これまで全委員は順次御署名を願います。

多数意見書署名

森下 政一	小笠原 三男
野田 後作	加瀬 完
小林 政夫	松澤 兼人
堀 末治	小林 武治
井上 清一	佐野 広廣
篠森 順造	伊能 英雄
石村 幸作	

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか。——御署名漏れないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案(衆)

参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案

参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案

(通常選挙の期日の特例)

第一条 昭和三十一年六月三日こそ

の任期が満了する参議院議員の通

常選挙の期日は、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第三十二条第二項の規定にかわらず、昭和三十一年六月十九日とする。

(公示の期日の特例)

第二条 前条の規定により行われる通常選挙の期日は、公職選挙法第三十二条第三項の規定にかわらず、昭和三十一年五月二十五日に公示しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十一年四月二十四日印刷

昭和三十一年四月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局